

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社 Speee と称し、英文では、Speee, Inc.と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット及び携帯情報端末機器を利用した情報提供及び広告代理業務
- (2) ウェブサイトの企画、制作、運営及びコンサルティング業務
- (3) アプリの企画、制作、運営及びコンサルティング業務
- (4) 仮想通貨交換業務
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、3,484 万株とする。

第 6 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役社長 1 名、取締役会長 1 名及び、取締役副社長、

専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会を招集するものは、必要に応じて取締役に対して取締役会の招集通知を発する。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金二百万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第32条（監査役の員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第33条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第37条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第39条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第40条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金二百万円以上で予め定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

第 42 条（会計監査人の設置及び員数）

当社は、会計監査人を置く。

第 43 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 44 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 45 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 46 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 47 条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

第 48 条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 49 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

第 8 章 附 則

第 50 条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、全て会社法その他の関係法令の定めるところによる。

2007 年 11 月 21 日 制定
2009 年 3 月 30 日 改定
2009 年 9 月 30 日 改定
2011 年 9 月 30 日 改定
2017 年 12 月 15 日 改定
2018 年 3 月 27 日 改定
2019 年 3 月 7 日 改定
2019 年 3 月 8 日 改定
2019 年 9 月 1 日 改定
2019 年 12 月 24 日 改定
2020 年 2 月 4 日 改定

当社の定款に相違ない。

株 式 会 社 S p e e e
代表取締役 大塚 英樹